

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

ユニオンニュース

No. 13

2019年4月9日発行

発行責任者 船川 健吾

編集責任者 江本 玲子

4月に入り新年度の始まりとともに、新元号『令和』が公布されました。新しい時代の始まりに向けてみなさまもワクワクされていることと思います。組合としてはご案内しました通り、初めての意見交換会・親睦会の開催を予定しています。一緒に働く仲間との新たな交流の始まりとなればと考えていますので、みなさまの多数のご参加・ご協力をよろしくお願いいたします。

労使協議会を開催！

去る3月26日、サン未来において労使協議会を開催しました。まずは法人側より4月から適用される就業規則と付帯事項の説明があり、変更点や手当の新設などを確認しました。

1. 協議事項

(1) 就業規則の改正について

①パワハラ規定（新設）

②休暇（年次有給休暇）

ア) 基本的には1日または半日。但し、やむを得ない事情がある場合は時間単位の取得を認めることとする。

イ) 年10日以上有給休暇の権利が付与される職員は、年5日については法人が時季指定し付与できることとする。

(2) 給与規定 手当（新設・改定）

①通勤手当 ②育児休業早期復帰手当 ③処遇調整手当 ④資格手当

⑤学童保育利用補助手当 ⑥地域手当 ⑦育児サポート手当 ※詳細は改定版でご確認ください

(3) 介護職員業務評価表について

非正規職員の賃金の増減にかかわる大事な評価表であり、それが適切になされているかどうか施設によっては確認が必要である。

2. 人材育成について

組合；どの施設も人員不足が顕著であり、大幅な職員数増が見込めないのであれば教育体制を整えて各人のスキルアップが大切ではないか。その手段としてeラーニングを用いるのか。

法人；各施設の研修や新人研修のためにOff-JTを行うことが現状では難しく、eラーニングを導入しているが、eラーニング＝人材育成とは考えていない。まだ管理者たちの意見や熱意が違うため法人としての明確な人材育成のためのビジョンが描けていない。

各施設の主任クラスが研修体系を考えたものを持ち寄り、それぞれの良い所を組み合わせたり、組合から研修体系の具体例を提案してもらったり等、法人としても聞く姿勢は持っている。

3. 質問事項

- (1) 有給休暇取得を確認するための起算日を統一しないのか
⇒事務職員の作業が大変になるのは承知しているが統一はしない
- (2) 資格手当について、現在調整手当が支給されている職員は、資格手当が、現行の調整手当は前理事長との（例えば、前職からの給与の差を無くすために付いている等の）約束であって、資格手当として支給されているわけではないが、これはどのようにお考えか
⇒たしかにその通りだが、今回の件に関しては各管理者から職員へ説明してもらおうほかない
- (3) 夜勤を含む拘束時間の統一について、進捗状況はどうなっているのか
⇒統一を図りたいところだが、現状では人員不足等があるので、まずは各施設において勤務時間や体制を考え、管理者に提案してもらいたい

意見交換会・懇親会を開催します

今まで同じ法人内で働く仲間でありながら会う機会も話す機会もなかった他施設の人たちと交流できるチャンスです。みんなで食事やお酒、会話やゲームを楽しみましょう。



日 時；2019年4月28日（日）

15:00～17:00 意見交換会 サポート高松54会議室（5階）

17:30～20:00 親睦会 海鮮居酒屋 神童ろ（わらじろ）

会 費；意見交換会は無料、親睦会費は組合員 1,000 円、非組合員は 2,000 円

参加定員はありますが、まだ申し込みは可能ですので是非声を掛け合って参加してください。
参加申し込みは、各支部長へ参加申込書をご提出いただくか、口頭でお伝えください。

-----キ リ ト リ-----

組合加入申込書

氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート

4月から組合が主催する学習会が始まります☆ 一緒に研鑽し、仕事に活かしましょう！！